

○中間報告（平成29年4月14日 統計改革推進会議）（抄）

- 各府省が所管行政に関連する統計の作成等を担う現行の分散型統計機構は、各府省内で各原局、原課に作成体制が分散していることと相まって、統一的な考え方に基づく統計の企画立案や異なる統計間の相互比較可能性向上の取組の不徹底といった縦割りの弊害が指摘されており、また、既存のリソースの有効活用の観点からも問題視されている。各府省の統計機構の一体性の確保は、今般の統計改革の円滑な推進や、サービス統計を含む今後の基礎統計の更なる拡充・改善の観点から重要な課題であり、最終取りまとめに向けて引き続き検討する。

報告書

各府省の統計機構の一体性の確保に関する指摘

「政府統計の構造改革に向けて」

17.6.10

経済社会統計整備推進委員会

…我が国の統計が今日抱えている問題を掘り下げるとその相当部分は分散型の統計機構と調整機能の在り方に行き当たる。こうした分散型統計機構が持つ弊害を改めることが急務であるが、その一方で統計に関するすべての行政事務を一つの行政組織に集約する完全な集中型の統計機構は、我が国の行政運営の実態や諸外国の統計機構の例からみて現実的な選択肢とはなりえない。

したがって、現実的には、…統計に関する中核的な機能（調整・審査、SNA体系の整備、統計基準の設定、基本的な統計調査の実施機能等）を強化し得るような「司令塔」を有する必要がある。…

…「司令塔」は、個別の統計（調査）の指定・承認等を通じた受動的な調整にとどまらず、ユーザー等の意見も反映しながら自ら統計体系の在り方や今後の方向性等を示しつつ、…個別の統計を作成する府省に能動的に働きかけ、機動的に調整する役割を担うことが肝要である。また、政府横断的な統計調査については自ら立案・実施しつつ、…政策的あるいは社会的に必要とされながら個別の府省によっては統計が作成されない場合には、最終的にその作成に当たるような機能を担うことも必要である。さらに、…母集団情報の整備も「司令塔」が果たすべき重要な役割の一つである。…

「統計制度改革検討委員会報告」

18.6.5

統計制度改革検討委員会

…最大の問題は分散型の統計機構の中で社会の必要とする統計が十分に整備されていない点にあると言え、その解決を図るため統計整備に関する「司令塔」機能の強化が必要である。

…政府部内で「司令塔」機能が十全に発揮されていない理由としては、…後述する「司令塔」の有すべき機能を分け持っている機関間相互の連携が不十分で一体性を欠くこと等が考えられる。…

…諸外国の統計組織をみると、我が国と比べて統計に携わる職員の絶対数が多いことに加え、専門的職員の比率が高く、かつ、それらの職員が中核的な統計機関（中央統計局等）に集中している割合が高い…

…「司令塔」組織は、以下の観点に留意したものとすべきであるとの結論に至った。

- ① 企画立案・調整機能、基本的な統計の整備機能、統計の基盤整備機能という3つの機能が一体的・相乗的・継続的に効果を発揮し得ること。
- ② 統計の中立性・専門性を確保する観点から、学識経験者等による第三者機関を有すること。…

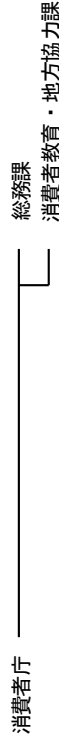
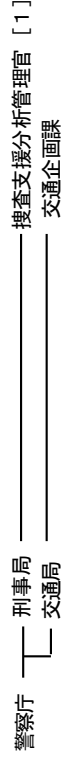
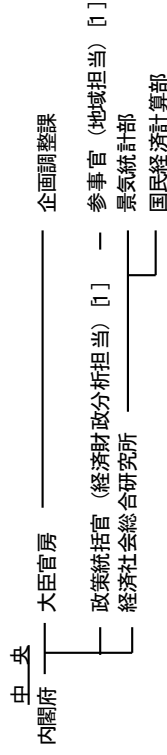
…⑥ 統計利用者や諸外国の統計作成機関等からみて、統計整備に関して政府を代表する役割・立場にあることが明確になるよう、「司令塔」を代表する者を「チーフ・スタティスティシャン」（Chief Statistician）と呼称し、統計に関して卓越した識見を有する者を充てること。…

…「司令塔」の機能のうち、最も重要かつ中核的な機能は企画立案・調整機能であり、これを充実強化することが喫緊の課題である。統計の改革を進めるためには、真に省庁横断的かつ専門性を兼ね備えた「司令塔」機能が必要…

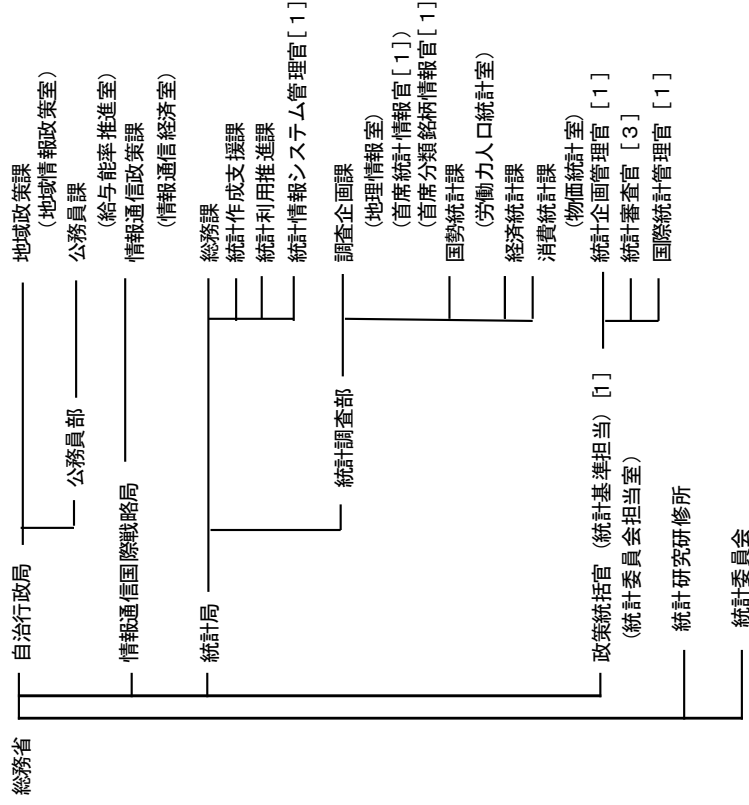
資料1 国の統計機構一覽

平成29年4月
総務省政策統括官（統計基準担当）

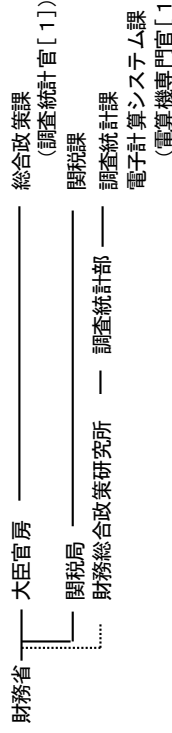
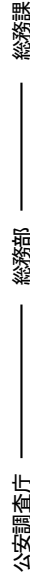
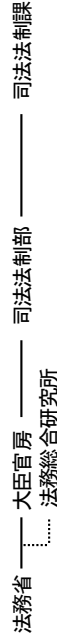
中央



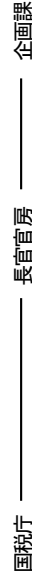
都道府県警察本部
 犯罪統計主管課 《47》
 交通事故統計主管課 《51》



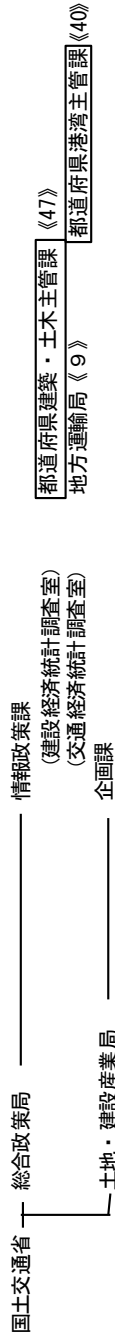
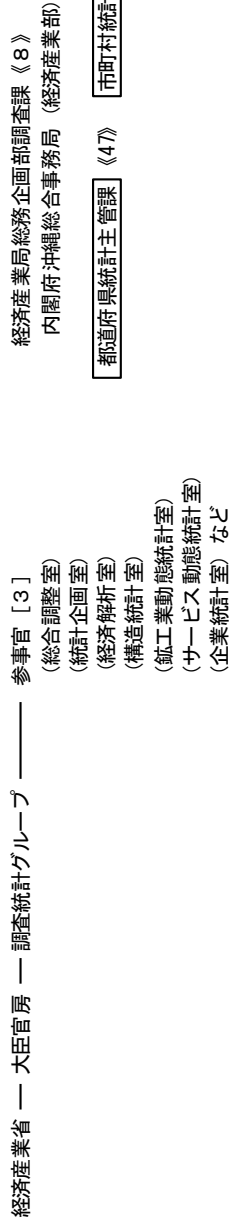
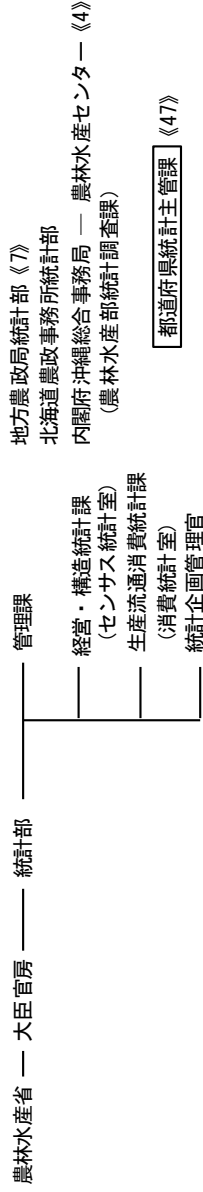
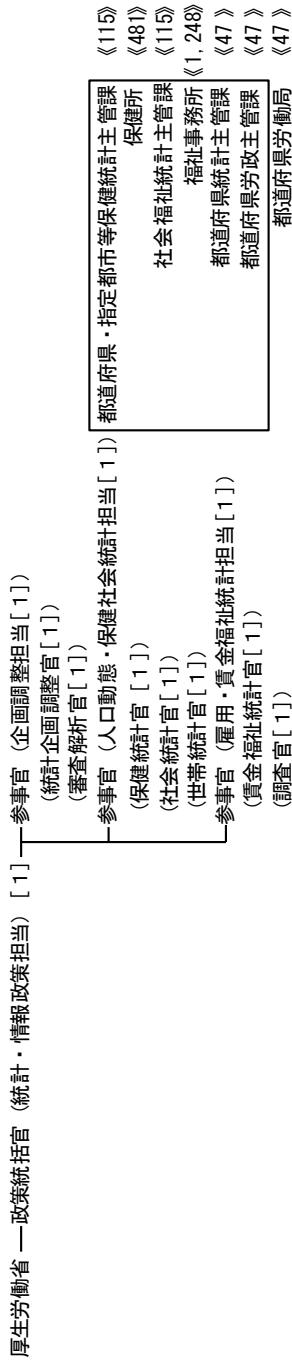
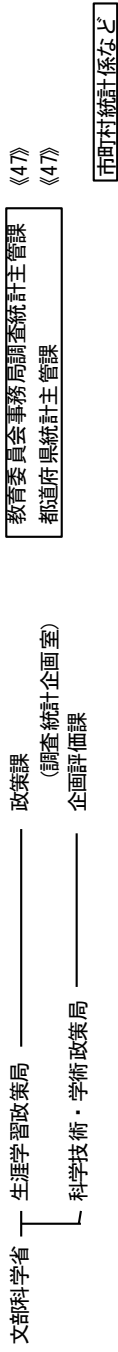
都道府県統計主管課 《47》
 市町村統計係など



税関調査部調査統計課 《9》
 財務（文）局（総務部）経済調査課 《10》
 財務事務所・出張所財務課 《42》
 内閣府沖繩総合事務局（財務部）



国税局総務部企画課 《11》
 沖繩国税事務所総務課



観光庁 — 観光戦略課
 (調査室)

海上保安庁 — 総務部 — 政務課

環境省 — 総合環境政策局 — 環境計画課

人事院 — 事務総局 — 総務課
 職員福祉課
 給与第一課
 給与第二課
 生涯設計課

地方事務局 《9》

注1) 平成29年4月1日現在による。
 2) 《 》内は、機構の数
 3) []内は、官職の定数
 4) 枠内は、地方公共団体の機関

＜参考 1＞ 各府省統計主管部局長等会議

平成13年2月1日
各府省統計主管部局長等会議申合せ
改正履歴 略

統計に関する基本的事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うため、下記により各府省統計主管部局長等会議（以下「部局長等会議」という。）を設置する。

記

- 1 部局長等会議の構成は、別紙1のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。
- 2 部局長等会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）が招集する。
- 3、4 略
- 5 部局長等会議、課長等会議及び幹事会並びに専門会議（以下「部局長等会議等」という。）は、必要と認めるときには、構成員以外の者の意見を聴くことができる。
- 6 部局長等会議等の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）が行う。

別紙1（各府省統計主管部局長等会議構成員）

人事院事務総局総括審議官
内閣府大臣官房総括審議官
宮内庁長官官房審議官
公正取引委員会事務総局官房審議官
警察庁情報通信局長
金融庁総務企画局長
消費者庁審議官
復興庁統括官
総務省統計局統計調査部長
総務省政策統括官（統計基準担当）
総務省統計委員会担当室長
法務省大臣官房司法法制部長
外務省大臣官房長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）
農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省大臣官房調査統計グループ長
国土交通省総合政策局情報政策本部長
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房長
（オブザーバー）
日本銀行調査統計局長

別紙2, 3 略

(廃) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)(抄)

(報告調整官)

第13条 この法律の実施に関し、総務省と緊密な連絡を図るため、各行政機関の部内に、報告調整官を置くことができる。

2 前項の報告調整官は、当該行政機関の長がこれを命ずる。

※部長級：厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
課長級：内閣府、防衛施設庁、総務省、財務省、文部科学省

<参考> 国家公務員法(昭和22年法律第120号)(抄)

(人事管理官)

第25条 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。

2 人事管理官は、人事に関する部局の長となり、前項の機関の長を助け、人事に関する事務を掌る。この場合において、人事管理官は、中央人事行政機関との緊密な連絡及びこれに対する協力につとめなければならない。

※いずれも各省の人事課長、秘書課長等
※中央人事行政機関：人事院及び内閣総理大臣

<参考3> 主要国の統計に係る委員会等（未定稿）

	名称	任務・役割	特徴
日本	統計委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の整備に関する基本的な計画、国民経済計算の作成基準、基幹統計の指定、基幹統計調査の承認・変更・中止、統計基準の設定、匿名データの匿名性確保等に関し、諮問に応じて審議 	学識経験者のほか、経済界、地方自治体、日本銀行等の関係者で構成(総務省政策統括官が事務局機能)
アメリカ	統計方法論に関する連邦委員会 統計政策に関する省庁間協議会	<p>【委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計実務に関する情報交換 ・新しい方法論の導入の勧告 等 <p>【協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府全体として作成すべき統計の検討 ・調査方法、分析・公表方法の検討 等 	<p>【委員会】</p> 統計専門家、経済専門家等で構成（首席統計官の諮問機関） <p>【協議会】</p> 首席統計官（議長）のほか、連邦政府の重要な統計機関の長、各分野の統計部門の長で構成（首席統計官による調整を、協議会を通じて商務省センサス局が支援）
イギリス	統計理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・統計行為規範の策定 ・統計行政の監督・調整 ・国家統計の指定 ・国内すべての官庁統計の作成・公表の監視評価 	議長（公募・議会承認）、国家統計官（国家統計局長）を含む3名の業務執行委員、5名以上の非業務執行委員で構成
フランス	国家統計情報委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政府部内の調整 ・年次計画の策定 	経済財政雇用大臣（委員長）のほか、政財界、労働界、地方等各界の代表で構成（統計作成者と統計利用者間のフォーラム的役割）
ドイツ	統計諮問会議	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦と州の調整等を審議 ・連邦統計局の重要事項に関する助言 	連邦統計局長（議長）のほか、各省代表、連邦監査院、ドイツ連邦銀行、各州統計局長等各界の代表で構成
カナダ	国家統計審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ統計局のプログラムの優先順位付け等の審議 ・カナダ統計局長への助言 	カナダ統計局長のほか、ビジネス、大学、研究機関、州政府、労働、メディア等各界の代表で構成

<参考4> 主要国の統計機関の職員数等 (未定稿)

		日本 ＜2016年＞	アメリカ ＜2010年＞	イギリス ＜2008年＞	フランス ＜2016年＞	ドイツ ＜2015年＞	カナダ ＜2016年＞
委員会等		統計委員会	統計方法論に関する 連邦委員会 統計政策に関する 省庁間協議会	統計理事会	国家統計情報委員会	統計諮問会議	国家統計審議会
調整等		総務省政策統括官 (60人)	大統領府行政管理 予算庁首席統計官 (7人) ※2015年				
基本 統 計	人口	司令塔機能 総務省統計局 (442人) 統計センター (727人)	商務省センサス局 (8,250人)	国家統計局 (3,374人)	経済財政雇用省 国立統計経済研究所 (1,781人)	内務省連邦統計局 (1,664人)	産業省 カナダ統計局 (5,039人)
	CPI		労働省労働統計局 (2,631人)				
	労働力		商務省経済分析局 (532人)				
	国民経済計算		内閣府 経済社会総合研究所 (78人)				
その他 ※括弧内は合計に占める割合		法務省、財務省、 文部科学省、厚生 労働省、農林水産 省、経済産業省、 国土交通省等 (1,306人) 【50.0%】	商務省、労働省、 IIR省、農務省、 内国歳入庁、教育 省、運輸省、司法 省等 (3,113人) 【21.4%】	児童学校家庭省、 保健社会保護情報 センター、内務省、スコット ランド政府等 (3,170人) 【48.4%】	農業省、持続的開 発省、労働雇用省 教育省、保健・連 帯省、関税庁等 (980人) 【35.5%】	※各州統計局（職員 数6千数百人）が 独立して統計活動 を行い、連邦統計 局がそのデータ提 供を受けて統計を 作成	
合計		2,613人	14,533人	6,544人	2,761人	1,664人	5,039人

(注1) 各分野を所管する組織を便宜的に記載したものであり、当該分野以外の分野を所管している組織についても、当該組織全体の人数を記載している。

(注2) イギリス以外の国については、地方事務所等の職員を除く。

(注3) 日本以外の国については、パートタイム職員を含む。